

2 8 陳 情 第 3 6 号	受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 2 8 年 8 月 2 4 日受理、平成 2 8 年 9 月 1 6 日付託
陳 情 者	千代田区飯田橋 _____ _____ 代表 _____ 外 1 名

(要 旨)

区民の健康増進と 2 0 2 0 東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求めます。

(理 由)

私たちは喫煙の健康障害を広く啓発し、国民を受動喫煙の被害から守るために受動喫煙防止条例(屋内全面禁煙)の制定を求めて活動している団体です。昨年までに全国 4 6 都道府県(神奈川県を除く)を訪問し、知事・議長等に条例の早期制定を訴えてきましたが、今般、2 0 2 0 年にオリンピック・パラリンピックを控える東京都下の自治体に表記の要望・陳情を行っています。

喫煙の健康障害については既に医科学的にも立証され、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから社会的対策が強く求められています。

また、オリンピックについては、国際オリンピック委員会(I O C)が 1 9 8 8 年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降会場の内外が禁煙化されました。さらに、2 0 0 5 年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(F C T C)」が発効し、2 0 1 0 年には国際オリンピック委員会と世界保健機関(W H O)は「たばこのないオリンピックをめざす合意文書」に調印しました。以来、オリンピックは会場だけでなく飲食店を含む屋内施設が全面禁煙の国や都市で開催されることが慣例となっています。2 0 0 8 年夏・北京、2 0 1 0 年冬・バンクーバー、2 0 1 2 年夏・ロンドン、2 0 1 4 年冬・ソチ、2 0 1 6 年夏・リオデジャネイロの各大会では国ないしは都市で受動喫煙防止の法整備(罰則あり)をしたうえで開催されました。

しかし、東京都では都民の 7 5 . 6 %が規制(「罰則付き」5 3 . 4 %、「罰則なし」2 2 . 2 %、産業医科大学大和教授報告)を求めているにもかかわらず条例の制定は足踏み状態であり、このままではオリンピックに屋内全面禁煙の国から参加する選手団や観光客に不快な思いをさせることとなります。さらに、受動喫煙防止施策は国や都だけの専決事項ではなく基礎自治体としての責任も重大なものがあります。都下に広く滞在・観光するこれらの人に対してばかりでなく当該区民(特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者)の健康を守るためにも、地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定を求めるものです。